**平成２９年（フ）第１５０１号**
埼玉県上尾市大字平方4334番地１
債務者　田邊　利子
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第６０７号**
埼玉県三郷市栄１丁目268番地１　コーポ栄101号室
債務者　佐藤　知之
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第６１８号**
埼玉県草加市瀬崎５丁目９番14号
債務者　吉田　明美
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第６２４号**
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘87番地２　宝マンション404号
債務者　関谷　義久
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第３０８号**
埼玉県東松山市六反町15番地15　ウエストコーストⅡ　101
債務者　門　　敏雄
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第１３７号**
千葉県旭市ニの5074番地１　新川ハイツ４号
債務者　安藤　愼二
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２９年（フ）第１０７号**
新潟県長岡市若草町１丁目３番地５　スロウハイツ103号室
債務者　佐藤　智尋
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２９年（フ）第１１０号**
新潟県十日町市中条甲2836番地、前住所新潟県十日町市本町６の１丁目82番地２
債務者　徳永亜季子
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２９年（フ）第１２６号**
新潟県柏崎市西山町中央台１番地12
債務者　木崎　加奈
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２９年（フ）第２０３４号**
札幌市西区宮の沢１条４丁目６番５号　シャルム宮の沢101号
債務者　上原　康生
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２０４１号**
札幌市東区北28条東16丁目４番17―208号
債務者　樋口美恵子（旧姓川倉）
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２０４６号**
札幌市東区北16条東15丁目３番15―305号
債務者　山口　　博
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２０６７号**
札幌市手稲区稲穂４条２丁目１番12―106号
債務者　牧野眞理子（旧姓矢萩）
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２０８０号**
札幌市中央区南８条西７丁目1851番地５　ミルフィ87―303号
債務者　佐藤　法政
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２２１号**
釧路市武佐２丁目３番23号、申立前の住所釧路市南大通４丁目２番1113号　南大通４マンション1113号
債務者　川村　純一
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第２２８号**
釧路市芦野５丁目７番11号　エスコート芦野107
債務者　佐々木俊輔（旧姓新村）
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第２３０号**
釧路市星が浦大通３丁目４番44号
債務者　速見　　遥
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
釧路地方裁判所